

令和8年1月吉日

お客さま各位

豊橋信用金庫

当座勘定払戻請求書による当座預金からの払戻しの取扱い開始に伴う 当座勘定規定（一般用）の改正について

平素は、豊橋信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、手形・小切手の全面的な電子化に向けた取り組みの一環として、「当座勘定払戻請求書」による当座預金からの払戻しの取扱いを開始しますのでお知らせいたします。

また、本取扱いに伴いまして、「当座勘定規定（一般用）」の一部を改正しますので、併せてお知らせいたします。

記

1. 「当座勘定払戻請求書」のご利用について

小切手に代わる当座預金の払戻しの手段として取扱いを開始します。

利用開始日：令和8年2月2日（月）

- ・当座預金の口座開設店で、自社（自身）の払戻しにご利用いただけます。
小切手のように持参人（第三者）へのお支払いにはご利用いただけません。
- ・払戻しの際は、お届け印により「当座勘定払戻請求書」に記名押印のうえ、「当座勘定入金帳」または「当座勘定照合表」等の口座番号が確認できる書類とともにご提出ください。
- ・払戻しに際し、本人確認書類の提示等を求めることがあります。

2. 「当座勘定規定（一般用）」の一部改正について

施行日：令和8年2月2日（月）

改正内容：払戻請求書による払戻しの取扱い開始に伴う対応を追加

※詳細につきましては、[別添「当座勘定規定（一般用）」新旧対照表](#)をご参照ください。

以上

【本件に関するお問い合わせ】

豊橋信用金庫 営業企画部 TEL：0532-57-7109